

確定申告が間違っていたとき

○税額を多く申告していたとき

【手続】更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】更正の請求書は、次の期間内に提出してください。
平成25年分から平成29年分… 法定申告期限から5年以内

○税額を少なく申告していたとき

【手続】修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、延滞税がかかることがありますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

○確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

税に関する情報は

国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

自動車税の納期限は5月31日（木）です

※納税通知書が5月7日（月）に発送となります。

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。
使用しない自動車は抹消登録を！

次のようなときは、手続きが必要です。

- ①住所が変わったとき⇒札幌道税事務所自動車税部および運輸支局で変更手続きを
- ②自動車を売買したとき⇒運輸支局で移転登録を
- ③自動車を廃車したとき⇒運輸支局で抹消登録を

北海道運輸局ホームページ
(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>) をご覧ください。

【納期限までに納付が困難なとき】

十勝総合振興局納税課
☎ 0155-27-8533（直通）

平成30年度 町外通勤者助成金のご案内

町内に居住し、町外へ通勤する若者に月額 7千円の豊頃町商品券を支給します。

次のすべての要件に該当する方

- ① 町内に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和 53 年 4 月 2 日～平成 12 年 4 月 1 日生まれの方
- ③ 月 15 日以上 の町外通勤日数が 3 か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他、町に対する債務を完納している方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していない方

助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

助成金額

月額 7 千円分の豊頃商品券を支給します。ただし、通勤実績に応じて支給月数が変わります。

申請時期

上半期の申請は9月末日まで、下半期の申請は3月末日までの申請となります。

交付時期

上半期分・下半期分の助成金は、申請月の翌月までに交付します。
10月（上半期分）、4月（下半期分）

詳細については、企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎（574）2216

豊頃町産業振興事業補助金

平成 30 年度産業振興事業の応募を受付します。

募集内容は次のとおりです。新たな取り組みなどを計画されている方は、企画課町づくり推進係にご相談のうえご応募ください。

産業振興事業メニュー

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人材育成事業			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回
起業等支援事業			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。継続事業は 3 年まで補助。
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る機器または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。継続事業は 3 年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。継続事業は 3 年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。継続事業は 3 年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1 ヘクタールあたり 5 万円以内
商店街活性化事業			
店舗改修等支援	次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して 5 年が経過していること ②これまで本補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5 年以上継続して営業すること	市街地において小売業又は飲食店事業を行う者	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長 3 年まで補助。
特別支援事業			
名品づくり支援事業	町内の地域資源（農水産品、歴史・文化・観光資源等）を活用した新商品の開発や既存商品の改良に要する経費について、その一部を支援および助成する。	町内に事業所を有する中小企業者又は町民団体、町民個人	補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は 100 万円とする。事業期間は単年度とする。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問い合わせください。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎（574）2216